

（仮称）自治基本条例素案検討委員会会議録（概要）

会 議 名	第 2 回会議録
開 催 日 時	平成 21 年 7 月 11 日（土）14：00～16：15
開 催 場 所	一宮地場産業ファッションデザインセンター 2 階 第 1 会議室
出席委員氏名	青木委員、浅野委員、石井委員、一色委員、今井委員、岩原委員、 鵜飼委員、太田委員、古池委員、平井委員、松井委員、松 下委員、八木委員、山口（善）委員、山口（昇）委員 計 15 名
欠席委員氏名	谷口委員、松村委員 計 2 名
出席した市職員	企画部次長、企画政策課長、同副主監 1 名、同主査 2 名、同主任 1 名 計 6 名
会 議 事 項	1. 提言書概要について 2. 提言書項目の検討
会 議 結 果	1. 提言書概要について説明 2. 提言書項目（第 1 章総則）について検討
会 議 内 容	
委員長	<p><u>市民憲章唱和</u></p> <p style="text-align: center;">（市民憲章唱和）</p> <p><u>提言書の概要について</u></p> <p>本日は、提言書の概要について、岩原委員よりご説明いただき、提言書を基に議論していきたいと思ひます。 それでは、早速、岩原さんご説明願ひます。</p>
岩原委員	<p>お手元に、すでに配付されています「市民自治によるまちづくり基本条例」策定に向けた提言書があると思ひます。それと、提言書のポイントに基づきまして、説明させていただきたいと思ひます。</p> <p>昨年、33 人の公募委員によって提言書がまとめられました。私と平井委員もその中の一人ですが、のちほど平井委員からも補足していただこうと思ひます。</p> <p>まず、目次をご覧ください。第 2 章～第 5 章の目次をみていただきますと、「市民」という言葉が入っておりますが、この提</p>

言書全体の目的とねらいは、まちづくりを市民が主体となって行うということでございます。

その場合の市民の責務や権利について、まとめています。提言書の3ページをご覧ください。

この中で、「市民」の定義をしています。市民は、個人を指すのではなく、 にありますとおり、活動団体や法人も含んでいます。

市民の中でも、町内会や老人会などの地域活動団体について、 で記述していますが、まちづくりの主体として期待しています。特に、西成連区で進められている地域づくり協議会についても、条例の中で盛り込まれていくことを期待しています。

次に、1ページをご覧ください。まず、「1 名称」です。なぜ、「市民自治によるまちづくり基本条例」という名称を提言したかについては、提言の理由にあるとおりです。

「2 前文」につきましては、一宮という名称の由来、木曽川、繊維のまちなどをキーワードとして、また、市民憲章の理念・哲学のようなものも謳っていただきたいと提言しています。

第1章総則に入りまして、「1 項 目的」では、市民が主人公であるということ、そのための責務と権利についても謳っています。

「2 項 この条例の位置づけ」では、最高規範とありますが、すでにある条例・規則はどうなるのかという議論になるかと思えます。最高規範という意味は、この自治基本条例を基本に据えて、すでにある条例等の見直しや運用のチェック等を行うということです。このようにして、最高規範性を実質的に担保します。

「3 項 基本となる用語」は、さきほど説明しました。

「4 項 まちづくりの基本原則」では、5つの原則を記述しています。この中でも、 ~ については、特に重要な柱です。提言の理由については、書いてあるとおりです。

「第2章 市民参加のまちづくり」に入りまして、市民の権利として、2つのことを提案しています。参加する権利、情報を知る権利について、4ページ、5ページで記述しています。行政は情報公開・参加の機会の提供を進める必要があります。

もちろん、市民は、権利の反面、責務があります。

市民はまちづくりに積極的に協力、関わります。

地域活動団体、NPO等は情報を市民に積極的に公開します。市民は情報を議会・行政と共有すること、議会・行政の活動を評価していくことが必要であるとしており、「第3項 評価」、「第4項 参加の機会」に記述されています。

総合計画によるまちづくりは特に重要であるということで、第6次総合計画では、市民の参加が随分、進められています。今後のあり方ということで、「5項 総合計画によるまちづくり」で提言させていただいております。

6項の部分では、行政、執行機関の意識改革もお願いしたいということで、書いております。

7項の住民投票にはいろいろな意見があると思います。今後、地方分権が進む中、住民がどのようにまちづくりに加わるかをこの提言書では提言していますが、市民の中で合意が得られないような問題があるかもしれません。そういった意味で、既存制度のほかに、こういった住民投票制度の制定を望みたいと思います。

第3章 市民自治のしくみです。町内会などの地域活動団体と、ボランティア団体、NPO法人などのNPOをまちづくりの主要な担い手であると位置づけ、議会や行政と対等な立場で、協働でまちづくりを行うこととしています。そのために、地域活動団体、NPOを市民、議会、行政が積極的に支援していくことが必要であるとしています。

また、住民自らが身近な地域課題の解決をめざして設立する「5項 地域づくり協議会」についても記述しています。特に、提言の理由にある、町内会<地域づくり協議会<行政といった補完的な関係が重要です。ぜひ、新しい条例の中に「地域づくり協議会」をきちんと位置づけていただきたいと思います。

「第4章 市民のための議会」です。特に、提言のところで、議会基本条例の制定を望むということで、新しい考え方を加えさせていただいております。

「2項 情報公開」では、ぜひ開かれた議会ということで、議員のみなさんにお任せではなく、市民も情報を知るという意味で、たとえば、ケーブルテレビを使った議会の生中継など新しい媒体を使った情報公開もひとつのアイデアということで提言させていただいております。

「3項 市民参加」ですが、市民がディスカッションするよう

	<p>な場を議会の主催で設置するなど議会に市民が参加する方法をぜひお願いしたいということで、あげております。</p> <p>「第5章 市民のための行政」ですが、市長は、「市民との協働の推進、健全財政を図り、効果的・効率的で質の高い事業」を行う責務があり、市の執行機関は「公平、公正、誠実、迅速かつ効率的に行政活動を実施します。」としています。</p> <p>特に、「3項 職員の役割・責務」で、「市民全体の奉仕者であることを自覚し」、「市民の目線に立って考え」、「行動できる」ことを望んでいます。また、「職員の能力向上は、市民サービスに還元されるため」重要です。今以上に、お願いしたいとあげさせていただいております。</p> <p>第6章 実効性の確保ですが、実際にこの条例ができたあとに、実際に、市民が参加する「評価のための市民委員会」の設置を提案しています。また、この条例の全体の見直しを、4年をめぐりとして行うことを提案しています。</p> <p>ざっと、この提言書のポイントについて、述べさせていただきました。今後のディスカッションの中で煮詰めていただければと思います。</p> <p>あと平井委員、石井委員のほうから、何かあれば補足していただきたいと思います。私のほうからは以上です。</p>
平井委員	<p>私も委員として参加させていただきましたが、自分たちが考えていましたことをよく話していただけたと思います。また、詳しくは、提言の理由をご覧くださいと思います。</p>
石井委員	<p>岩原委員が説明されているので繰り返しになりますが、あらためて、ポイントについて言いますと、A4用紙1枚の提言書のポイントの「1 全体の目的とねらい」が提言のポイントとなっています。その中でも、特に、アンダーラインで表していますが、「市民が主体となる」「まちづくりの主役を改めて市民と定義した際に、議会や行政がどのような役割を果たす必要があるのか」という視点でまとめている」「地域活動団体、NPOがまちづくりの重要な役割を果たします」「地域づくり協議会を広めていきたい」「住民投票条例、議会基本条例の制定が望まれる」という点について、踏まえていただければと思います。</p>

<p>松下委員長</p>	<p><u>提言書項目の検討について</u></p> <p>これについて、質疑応答は、この後まとめて行います。続きまして、次第の「3 提言書項目の検討」に入ります。資料の説明をまず、事務局から説明願います。</p>
<p>事務局（企画政策課副主監）</p>	<p>事務局から今回配付した資料についてご説明します。配付した資料は三種類ございます。</p> <p>まず、資料 1 は、「自治基本条例の一般的な構成」というタイトルで、今まで作られた自治基本条例の一般的な構成と提言書の構成、参考となる他市の条例、具体的には、一宮市と同規模である豊田市・栃木県宇都宮市、市民PIにより制定された千葉県流山市、議会発議により制定された長野県飯田市の自治基本条例の構成を比較したものです。ちなみに、PIとは「パブリックインボルブメント」の略で、「公募市民を中心とした市民協議会が、基本条例策定の段階から参画し、自ら基本条例の性質や策定経緯等について市民に説明し、意見を聞き、そして対話を重ねながら、市民の総意として、基本条例の素案を策定する手法、またはコミュニケーション活動」のことです。</p> <p>次に資料 2 の「提言書と他市条例の比較表」は、提言書の順番に沿って、提言書と先ほどの4市の条例の条文を比較できるようにしたものです。特に提言書の中で重要な部分や審議のポイントとなる項目については、字体を変えてアンダーラインが引いてありますので参考にさせていただけると幸いです。</p> <p>最後に資料 3 の「用語解説」は、提言書や他市の条例に出てくる用語で特に解説が必要だと思われる言葉について詳しく説明したものです。以上の資料を参考に、提言書の項目に沿ってご審議をお願いいたします。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>ありがとうございました。資料 1 に基づいて、これから検討していきます。さまざまなパターンを比較しながら、一宮市ではどうするか検討していきたいと思います。</p> <p>「名称」が最初にきませんが、中身が決まらなると名称も決まりませんので、後回しにさせていただきます。それでは、前文から、みていきたいと思います。前文ですが、ここには、提言ですので、文章そのものを書いてはいませんが、論点は、前文</p>

古池委員	<p>を置いたほうがよいのか、書くべき中身はこれでいいのかというのがポイントだと思います。皆さんの意見をお願いします。</p> <p>今後の進め方を踏まえてですが、提言書が条文になるという理解でしょうか。それとも、考え方から条文にする手続きがあるのでしょうか。</p>
事務局（企画政策課長）	<p>全体を通してですが、検討委員会で出た意見をお聴きしながら、事務局のほうで条文をまとめ、新たに提案させていただくということになります。</p>
松下委員長	<p>補足しますと、最初に、3回か4回はさまざまな意見を出していただき、条文を書くことができますので、それを踏まえて条文を書き、それからまたご意見をいただきやすくなると思いますので、今の段階では、さまざまな意見をいただくということで、よろしくをお願いします。</p> <p>それでは、前文は、このままではわかりにくいですので、一度、前文を書いていただいてからの検討とさせていただきますでしょうか。</p>
松井副委員長	<p>前文があるかないかについては、思いを伝える意味では必要だと思えますし、市民にわかりやすい文体で伝えることは必要だと思えます。また、前文に何を書くかということですが、他市のものに比べると、「市民自治、市民が主体」という部分が強調されており、その反面、一般的な自治基本条例は、憲法でいうところの統治機構である各行政などの骨格を書き込んでいますが、そういうものが少ないように思います。この基本的な考え方、提案された市民はこれでいいかもしれないが、委員会の中で基本的な考え方、方向性を共有したほうがいいのではないかと考えます。</p>
松下委員長	<p>目的の部分をしっかりと議論をして、その上で、さらに中身を見てみると全体像が見えてきて、前文に戻れると思いますので、前文についてはペンディングにして、目的に入ろうと思います。</p> <p>この条例の目的は、「市民自らが役所任せではなく、権利と</p>

<p>古池委員</p>	<p>責務を担います。また、仕組みや制度を定め、議会や行政の役割と責務を明らかにします」という内容になっています。</p> <p>松井先生が言われたように、統治機構のことをあれこれ書くのではなく、市民自らが当事者となってまちを作っていこうよというのが前面に出ているのが特色です。</p> <p>そういった前提で、ご議論をいただければと思います。</p> <p>議会発議の条例があったようですが、この条例は、市民が条例として提案するという理解ですか。市役所でそういった手続きがあるのですか。これを受けて、市長が議会に提案するという理解でいいですか。</p>
<p>事務局（企画政策課長）</p>	<p>検討委員会で合意されたものをベースに市長が議会に提案するという形です。</p>
<p>青木委員</p>	<p>一宮市の提言書は考える会のみなさんがとてもわかりやすい文章で記述していますが、他の市というのは、どのような形でできあがったのでしょうか。他市は行政がよく使う用語が並んでいる印象ですが。</p>
<p>事務局（企画政策課長）</p>	<p>他の市も、同じように考える会のようなものを開催して、作り上げたところもありますが、条例として、文章をまとめるとこういった文体、構成になってきていると思います。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>補足しますと、いくつかの例がありますが、一宮市と同じ形では、流山市があります。市民の会が案を作って、行政と議論・打合せをしてできたものです。飯田市の場合は、議会が主導で作っていますが、議会が市民の会を作って、議員さんたちが作ったものです。豊田市とか宇都宮市は、検討委員会のようなメンバーからスタートしたと言う形だと思います。</p> <p>市民の提言がわかりやすいというが、次の段階の法制執務、条例を作るという段階に入りますと、誤解のない表現にするために、最後では、ある程度硬い表現になってしまうというのが実情です。120年の歴史の伝統がこういう文章になってしまうというのでなかなか難しいところです。</p>
<p>岩原委員</p>	<p>120年の伝統だからやむを得ないのではなくて、今、私たちは、</p>

<p>松下委員長</p>	<p>新しいまちづくりの時代が来ていて、重要な条例を作ろうとしているわけですから、市民のだれもが親しみをもって理解できる条例でないといけないと思います。役所の一部の人しか理解できないような文章では、市民になじむはずがありません。条例を作る場合は、文面から入りやすい平易な言葉で作ってほしいと思います。私達も、言葉の使い方に非常に苦労しました。ぜひ、その部分は、意識して作っていただきたい。</p> <p>条文化する時は、平易な言葉で、意識して作ってほしいとのこと。その通りだと思います。</p>
<p>平井委員</p>	<p>私も、同じようなことですが、条文化する時に難しい言葉になったら困るなあと思っていました。ただ、やさしい言葉になればなるほど、解釈が雑多になっていき、どうにもなくなる憂いがあるということも本に書いてありました。どちらがいいのかわかりませんが。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>できるかぎり、わかりやすくする努力をすることが大事です。国の基準に従って、120年の伝統にのっとっていけばよかったが、市民にわかりやすくする努力をしつつ、バランスをとることが大切です。</p>
<p>鵜飼委員</p>	<p>一宮市として、行政のかたも一生懸命がんばっていますが、その中で、市民との中のいろんな問題があっただけでなかなか難しい。人と人とのふれあいが一宮では欠けています。ふれあうということが大事だと思いますので、行政、議会、市民みんながまじめにやっていけばいいと思いますのでよろしくお願いします。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>まさに、目的の中に、行政、議会、市民それぞれが役割と責任を果たしていこうというのがそうですね。</p>
<p>古池委員</p>	<p>目的としては、行政が住民の意見を聴きながらまちづくりを進める部分、住民自らが地域自治に目覚めてまちづくりを進める部分、どちらも大切だと思う。行政側も当然、精神としては住民を大事にし、住民側を向いていると思いますので、さらにそれを精神的にもっとしっかりして重視してやっていくという</p>

<p>松下委員長</p>	<p>部分と、住民も成熟しなければならないので、権利と責任を明らかにするためには市民自身が何をやらなければならないかという部分が重要になってくると思います。</p> <p>大きな目的については、このとおり（提言書のとおり）だということですね。特に、異論がなければ、目的についてはここを出発点に進めていきたいと思います。</p> <p>次に、条例の位置づけです。「この条例は一宮市の最高規範とします。他の条例・・・」という文言になっています。右のほうを見ますと、豊田市の場合は、「この条例の趣旨を尊重し・・・」となっています。宇都宮市の場合は、「最も基本的な意思の表明であり・・・」とあります。流山市では、「市政に関する最高規範」とあります。飯田市の場合は、「市政に関する基本的な原則を定めた最高規範」とあります。</p> <p>最高規範とした部分について、岩原委員のほうから、少し補足していただけますか。</p>
<p>岩原委員</p>	<p>考え方は、他市と基本的に変わらないと思います。最高規範とすると、他の条例との関係が問題になってくると思いますが、どちらが上、下ということではなく、考え方としては、この条例ができた際には、他の条例や新たに作られる条例の照準になるであろうという意味で最高規範とさせていただきました。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>日本国憲法でいくと、第98条に最高法規という言葉がでてきます。自治基本条例では、どこでもそうですが、規範とあります。規範とはルールみたいなものです。法的に言えば条例に上下はありません。機能的には、目標・基準というような意味で最高規範を使っていることが多いです。この言葉を巡ってさまざまな議論があると思いますので、忌憚のない意見をお願いします。</p>
<p>太田委員</p>	<p>規範となれば、ある程度、罰則等がでてくるのが当然だと思うが、その点からいえば、この言葉が妥当なのか。いかがなものかと思いますがどうですか。</p>
<p>浅野委員</p>	<p>あっさりしていますね。条例案ではないのでこういう書き方</p>

山口（善）委員	<p>なのでしょうが、他市を見ると説明が入っています。「流山市が定める市民自治及び市政に関しての」とか。一宮市は大雑把すぎるのではないかと。議会や行政にとっては問題があるのではないのでしょうか。</p> <p>意図していることはわかります。ただ条例として、この文言からいきますと、他の条例についても整合性を保てとありますが、現実にはまちづくりを行う場合、法的に制約される部分があり、市が法律に基づいて条例を定める部分があり、ある面においては、理念はわかるが、理念に反する条例を制定せねばならなくなる場合もありうる。だから、他市の場合でも、「趣旨を最大限尊重して」という使い方をしていきたいと思います。</p> <p>したがって、「趣旨が最大限尊重される」だとか、流山市のように、特定の部分に限定する「市民自治および市政に関する」だとかでないと。ただ単にすべての最高規範ということになりますと、大きな問題になろうかと思えます。</p>
松下委員長	<p>いきなり最高規範では、余計な誤解を受けたり、多くの説明があるということはそのとおりでしょう。この条例は、法律に違反することはもちろん書けません。そういう中で、一宮でまちづくりをしていく上での基準・目標・常に心すべきこととしての最高規範ということです。ですから、限定するとすれば、「まちづくりの最高規範」ということでしょう。それでも最高規範という言葉がやや気になるという意見もあるでしょう。</p>
今井委員	<p>いろいろ説明されればわかるのですが、やはり、一般市民としては、宇都宮市のように、「趣旨が最大限尊重されるものでなければならない」ぐらいがいちばん穏当ではないかと思えます。</p>
八木委員	<p>議会のことについて、少し触れさせていただきます。一旦、検討委員会が出された案を来年、市長が議会に出します。議会に出されたことを議員の立場で審議し、修正等の作業に入っていくので、改めて、立場についてお話をさせていただきますと、委員として、たまたま役職が議長と企画総務委員長が出席させていただいておりますが、あくまでも議会代表ではありませんし、議員としては今後、審議する立場にありますので、できるだけ</p>

	<p>事前審査にならないように、一委員として、発言させていただきます。その上で、先ほど出た最高規範という言葉についても、市民がわかりやすい条文にということも当然出てくると思います。目的のほうにも、総合計画と整合性をもたせるのであれば、市民が主人公ではなくて、総合計画では市民と協働という言葉を使っています。主人公と協働は全然違います。そういう部分においても、皆様から出されたことを審議します。一委員としては、必要なことがあればお話をさせていただくということだけお伝えしておきます。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>最高規範という言葉は、市民にはわかりにくいという意見が出ましたが、他にありますか。</p>
<p>石井委員</p>	<p>(私は)市民ではありませんが・・・この条例は、市民が自ら作っていききたいという決意表明だと思います。そのルールについて罰則とかはありませんので、みんなで守りましょうねという形の紳士協定のようなものです。それを踏まえて、新しいまちづくりをする上で市民や行政、議会をどうしたらその気にさせることができるかということが重要だと思う。そのための文言として、「最高規範」という言葉は、インパクトのある言葉だと思います。前に制約を付けた言葉があるとしても、「最高規範」は力のある言葉だと思うので、使って損のない言葉だと思います。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>そのほかありますか。</p>
<p>平井委員</p>	<p>私は委員として、内容全体を肯定したいと思って出てきておりますが、「最高規範」としたら、まちづくり協議会とか市民団体にきちんとしたルールがないとおこがましいかなと思ったこともありました。しかし、インパクトとしてはいいと思います。</p>
<p>山口(昇)委員</p>	<p>インパクトとしてはいいのですが、市民の立場からすると、「最高規範」という言葉よりも、宇都宮市や豊田市の言葉のほうがスムーズに入っていける印象があります。</p>
<p>一色委員</p>	<p>最高規範の問題ですが、担保をしていく必要があると解説に</p>

<p>浅野委員</p>	<p>書かれています。職員の目から見ますと、条例を制定・改廃する立場では、基準がきちんと示されるのか、非常にプレッシャーを受ける面があります。インパクトのある言葉ですが、それぞれの立場で、この言葉に対する捉え方が相当違うように思います。憲法・法律を超えないということで条例を作っておりますので、最高規範性を担保することは、非常に難しい。</p> <p>私もNPOの立場として考えるが、最高規範という位置づけで、施行されて、きちりと運用していくということではなくて、今は、まだ市民の意識がついてきていませんので、私は、むしろ、こういう心がけ、規範でいくという状況ではないかと思えます。現場もこれでは、まだついていけません。</p>
<p>松井副委員長</p>	<p>国に最高法規である憲法があるという意味は、市民が国とかにこれだけは守ってほしいと訴える手段ということです。こういったものは、行政等を縛るものでないといけない。市民が訴える道具として、これを使っていくべきものだと考えます。ひとつの例としては、私も自治基本条例があるところで活動していますが、最高規範という言葉はありません。それだけに、インパクトはない。また、行政運営にほとんどそれが入り込んでいない現状もある。ただ、条例が出来たことによって、そこに書いてあるじゃないかと市民が言えるようになったという前進はある。ですから、私としては一体誰のためにこれがあるのかということを考える必要があって、決して、行政が安心するためのものではないと思えます。最近、地方分権と言われている中で、自治体において、市民が中心となって引っ張っていく宣言としての条文という意味があるので、「最高規範」という言葉でなくてもよいかもしれないが、その意味合いを市民自身が考える必要があると思えます。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>これで、全員に意見をいただきました。現状や市民感覚からして、まだ無理なんじゃないかという意見が多かったと思えます。大事なことは、それを支えるしくみや制度だと思えますし、条例をみんなの共通認識としていくことが大事だとするとそれに合わせた表現にしていく必要があります。宇都宮市のようなパターンで再度考えてみることにします。</p>

<p>松下委員長</p>	<p style="text-align: center;">(休 憩)</p> <p>次は、基本となる用語、定義の部分です。言葉の定義は、何を定義するのが問題となりますので、最後に議論したほうが得策だと思います。ひとつだけ大切なのは「市民」の定義です。あとで、さまざまところで市民がでてきますので、ここでいったん、市民の定義について、頭に入れていただいたほうがいいと思います。地方自治法で、「住民」という言葉がでてきますが、そこでいう住民とは、10条では、一宮市に住民票がある人、外国人登録をしている人、市内に主な事務所がある法人を指します。11条では、住民登録がある住民に選挙権があるとし、住民を限定しています。また、住民が出てくるのは、住民監査請求や住民訴訟で出てきます。ここでの住民は、まさにそこに住んでいる住民です。住民という概念が市民と密接に関わってきます。市民という概念に、選挙権を持っている住民、法人、住んではないが働いている住民などいろいろあって、さまざまな観点から議論できる。この提言書では、なん人もというつくりになっているが、具体的に議論になってくるのは、「市民参加」のところだと思います。</p> <p>もうひとつ、重要なことは、一宮市では、流出人口（昼間市外に働きに行っている人）が8万6千人で流入人口が3万9千人ということで、出て行く人が多い市であるということです。すると、外に働きにいつている人に一宮市のことをいつも考えてもらうことが大切になる。他方、3万9千人の方が働きに来ている。何か事故があった時に、外から来た人もこのまちを支えてくれる。そんなことを考えながら、第2章、第3章を見ていく必要がある。</p> <p>それでは、言葉の定義は後にして、「まちづくりの基本原則」についてみていきます。4ページに、5つの原則があります。「市民自治の原則」「参加の原則」「協働の原則」「情報共有の原則」「効率性の原則」です。これらについて、ご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。この「効率性の原則」はめずらしいですが、中身的にはどうでしょうか。</p>
<p>石井委員</p>	<p>「効率性の原則」というのは、もともとは、委員の中では想</p>

松井副委員長	<p>定していなかった文章でした。市民にアンケートをとった中で、効率性が大事だという意見が多かったので入れました。</p> <p>そのときの効率性の意味合いはどのようなものだったのでしょうか。</p>
石井委員	<p>アンケートでは、キーワードで聞いているのではなくて、「まちづくりを進めるためにどのようなことが重要だと思いますか」という問に対して、「まちづくりを進める上で、市の仕事で、ムリ・ムラ・ムダがないこと」という項目に対する回答が一番多かったという経緯がございます。</p>
松下委員長	<p>珍しい原則ですね。あまり見たことがありません。ある意味そうかもしれませんね。</p>
山口（善）委員	<p>アンケートの結果、効率性が多かったということですが、まちづくりの観点から捉えた場合、市民からよくご意見をいただくのは、私どもが市全体を考えて道路を1本作ろうとした場合、その地域でない方からは、なぜそんなところに作るのか、効率的でないのではないかというようなご意見があります。そういった意味でのムダ・ムラがあったりします。他にも例えば、循環バスを6路線走らせていますが、走っていない地域の方からはムダではないかというご意見もあります。行政は、効率性だけということになりますと、普遍的な政策として難しい部分があります。</p>
石井委員	<p>効率性について、市民のアンケートで多かったということは、その部分の関心が高いという点と、5つの原則の中のひとつということですので、違和感ないのではと思います。</p>
八木委員	<p>5つの中のひとつだということですが、石井委員は、あえて「市が行う仕事のムリ・ムラ・ムダがない」ことをあげています。アンケートをとる側として、具体的にどのようなムリ・ムラ・ムダがあると考えられたのか参考までに教えてほしい。</p>
石井委員	<p>アンケートを作るプロセスとしては、具体的な事例を考えた</p>

青木委員	<p>わけではありません。当初、原則を並べてみたのですが、市民にわかりにくいということで、わかりやすい言葉に代えた時に、効率性の場合、ムリ・ムラ・ムダがでてきたということです。</p> <p>「まちづくりは、効率的・効果的に行われること」これは、そうなんでしょうと私も思います。アンケートの項目を私が見た時に、この設問だけをとらえると、一般的な考えとして、行政に対して、誰もが をつけると思います。ただ、5つめの原則として、入れることについて反対ではありません。</p>
岩原委員	<p>行政側におられると、市民の意見をいろいろ受けておられると思います。今までの発想ではなく、市民ひとりひとりの意識改革が迫られていると思います。今までのように、税金を払うから還元せよという発想は、従来の発想であって、それではいけないと説いている提言書なのです。今までのように、外野から頑張れ頑張れではなく、私たち市民もグラウンドに出て行くということです。ある意味では、基本条例は、市民ひとりひとりにとっては、極めて重い条例です。役所のみなさんからすると悩ましかったけど、これからは、市民の皆さんはどうなのですかということを問い返されるということになるのではないのでしょうか。市民の意識改革が問われるそんな条例だと私は考えています。</p>
八木委員	<p>それでは、あえて、効率性の原則はいらないんじゃないでしょうか。以前の行政は、100円頂いた税金は、100円で返すという管理行政でした。私の目で見てきましたが、今の行政は、100円頂いたものは、120円、130円にしてサービスとして返すということを実践しています。それは、いわゆる管理から経営に変わっていますので、あえて5番目は必要ないと思います。</p>
岩原委員	<p>私は、必要ないとは思いません。行政サービスは、会社のようには利益追求のみではないと思います。ムダなのかどうかは、まさに市民の認識だと思います。圧倒的多数の市民のかたがムダだと思っているものをやることは、総じてムダになるでしょうし、でも、全員が賛成はないわけですから、多くの市民が賛成すれば、一部の市民がムダだと言っても、ムダではないと思</p>

<p>松下委員長</p>	<p>います。この原則はあってしかるべきだと思う。</p> <p>こういう意味もあると思います。これから、まちづくりについていろいろな手法、例えば市民参加の手法が採られてきます。これは時間もコストもかかる。しかし、モノによっては速攻でやらなければならないこともある。これからは、その見極めも必要。そんな時、基軸となるのが効率的・効果的な手法。ポイントを突いた施策をうっていくということ。改めて、それを再確認したらどうかという提言だと思います。</p>
<p>山口(善)委員</p>	<p>私が言わんとしていることは、おっしゃることは十分承知していますが、言葉として、効率的・効果的というのはどうかなど。例えば、最近の流れは、民間でできることは民間に効率的にやらしてもらおうというもの。しかし、採算がとれないもので広く市民のためになることもあります。そうしたことは民間ではできない。行政しかできないから行政がやっている施策はたくさんあります。効率的ということは十分承知していますが、言葉として、もう少し適当な言葉がないかなと思います。</p>
<p>一色委員</p>	<p>今、行政が焦点になっていますが、まちづくりは行政だけではありません。ですから、他の方たちの団体にも、これがあてはまるという意味からも、適当な言葉がないものか議論していただいたほうがいいのではないのでしょうか。もちろん、行政は、税金をもとにしているので、こういったことは十分追求していく必要があるというのは承知しております。</p> <p>行政改革では、効率性の面からみていることが多かったのですが、新たな総合計画は、やっている事業の有効性をまず考えましようというものです。事業の効率性がよくても、事業の結果の有効性がないものは、スクラップアンドビルドしようということになっています。有効性がある事業は、その後、効率性があるかどうかを検討するという形に変化していますので、そのあたりも考えていただいたほうがいいのかなと思います。</p>
<p>浅野委員</p>	<p>NPOの立場で言いますと、7月1日からスタートした市民活動支援制度がありますが、69団体の明細を見ますと、税金を使うものですから、どうかなと思うようなものもあります。最初</p>

石井委員	<p>に有効なのか、効率的なのかという基準がぜひ必要だと思えますので、ぜひ入れていただきたい。</p> <p>一色委員から、有効性という発言がありましたが、私も、そのほうがしっくり来るのかなあという感じはあります。効率的・効果的の言葉を丸めたときに、「効率性の原則」としたのだが、「有効性の原則」としたほうが、おさまりがいいのかなあと感じました。</p>
松下委員長	<p>大事な指摘を頂きました。税金を有効に、効率的に無駄なく使うという当たり前のことですね。行政だけではなく、まちづくりを担う人々が心がけること。あるいは、それに基づいて、仕組みを組み立てていく、見直していく。そういう意味で、効率的というと民営化的なイメージがあるのかもしれませんが、そうじゃなくて、有効に、効果的に、無駄なく使うということが大切なんだということですね。</p>
八木委員	<p>今、委員長がまとめていただいたように、市だけのことでなくて全体的なものであるということと、表現を有効性として考えていただければ、私も5つの原則として、残していただいて構いませんので。</p>
松下委員長	<p>そのあたりがみなさんの合意ということで、よろしいですね。いろいろな議論がでてきましたが、時間になりましたので、今回は、もっとさまざまな議論が出て、大変なことになると思います。今回は第2章からです。今日の議論を聞いていて、さまざまな視点から議論が出ていて、一面的でない議論でよかったと思います。それでは、事務局から何かありますでしょうか。</p>
事務局（企画政策課長）	<p>お手元の「自治基本条例素案検討委員会日程（予定）」をご覧ください。次回第3回は、8月29日（土）午後2時より、会場は、尾西生涯学習センターの6階大ホールです。会場が変わりますのでご注意ください。第4回、第5回についても記載のとおりですのでよろしくお願いいたします。以上でございます。</p>
松下委員長	<p>それでは、丁度時間となりましたので、今日の議論は終わり</p>

	<p>たいと思います。ありがとうございました。</p> <p><u>会議終了（16：15）</u></p>
--	---